

平成25年11月22日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア サ カ 理 研
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 田 慶 太
(コード番号：5724)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 鈴 木 忍
TEL. 024-944-4744(代)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年11月22日開催の取締役会において、平成25年12月20日開催予定の当社第46期定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記の通り定款の一部変更を決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の理由

経営体制の一層の強化と充実を図るために、複数の代表取締役を選定する予定であることを踏まえ、第14条（招集権者及び議長）、第21条（取締役会の招集）、第22条（代表取締役及び役付取締役）、第23条（取締役会）について、所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第14条（招集権者及び議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、その議長となる。 2 <u>取締役社長</u> に事故がある時は、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。	第14条（招集権者及び議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会において定めた代表取締役</u> がこれを招集し、その議長となる。 2 <u>前項の代表取締役</u> に事故がある時は、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。

<p>第 21 条（取締役会の招集）</p> <p><u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集するものとし、その通知は、各取締役及び監査役に対し、取締役会の日</u>の3日前に発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役会は、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</u></p>	<p>第 21 条（取締役会の招集及び議長）</p> <p><u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた代表取締役がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>2 <u>前項の代表取締役に事故のある時は、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。</u></p> <p>3 <u>取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、取締役会の日</u>の3日前に発するものとする。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>4 <u>取締役会は、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</u></p>
<p>第 22 条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p><u>当会社に、社長 1 名を置き、取締役会の決議をもって取締役の中から社長を選定する。取締役社長は会社を代表し、会社の業務を統括する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議により会社を代表する取締役を定めることができる。</u></p> <p>3 <u>取締役会はその決議により、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を置くことができる。</u></p>	<p>第 22 条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p><u>取締役会は、その決議により、取締役社長 1 名を選定する。取締役社長は会社を代表し、会社の業務を統括する。</u></p> <p>2 <u>前項のほか、取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</u></p> <p>3 <u>取締役会はその決議により、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を置くことができる。</u></p>
<p>第 23 条（取締役会）</p> <p><u>取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務の執行を決定する。</u></p> <p>2 <u>社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。</u></p>	<p>第 23 条（取締役会）</p> <p><u>取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務の執行を決定する。</u></p> <p>2 <u>代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が代表取締役の職務を代行する。</u></p>

3 . 日程

取締役会決議	平成 25 年 11 月 22 日（金）
株主総会開催日	平成 25 年 12 月 20 日（金）
定款変更の効力発生日	平成 25 年 12 月 20 日（金）

以 上